

転居に伴う手続き一覧です。あてはまる手続きをご確認ください。詳しくはお問い合わせ先までお願いします。

長野市くらしの手続きガイド  
 質問に答えるだけで、必要な手続きを調べることができます。  
<https://ttzk.graffer.jp/city-nagano/change-of-address>



## ◆一般的な手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
一般的な手続き	住民票の写しが欲しい。 印鑑登録証明書が欲しい。		住民票及び印鑑証明書の交付は「 月 日の 時 分」からになります。 指定の時間以降に市役所第一庁舎2階総合窓口又はお近くの支所でお手続きください。 マイナンバーカードの住所変更の手続きについても上記指定時間以降にお手続きが可能です。	◎住民票・戸籍関係申請書／ 印鑑関係申請書 ○本人確認書類 ○印鑑手帳	市民窓口課 第一庁舎2階 224-7238
	通知カードを持っている。 (マイナンバーカードを持っていない)		氏名や住所の変更により、通知カードは原則使用できなくなりますので、マイナンバーカードの申請を希望する場合は、お問い合わせください。	○通知カード ○本人確認書類	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	マイナンバーカードを持っている。		住所変更の手続きが必要です。 また、手続きの際は暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。 なお、住所変更に伴い署名用電子証明書は失効しますので、利用を希望する場合は改めて発行申請してください。	◎個人番号カード券面記載事項変更届 ○マイナンバーカード	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
			コンビニ交付サービスを利用して「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」を取得する場合、新住所が記載された証明書は上記指定時間の10分後からの発行になります。 ※マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。		マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	住民基本台帳カードを持っている。		住所変更の手続きが必要です。また、手続きの際は暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。 なお、カード内の電子証明書は利用できませんので、利用を希望する場合はマイナンバーカードの申請をしてください。	◎住民基本台帳カード届出書 ○住民基本台帳カード	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	在留カード等を持っている。		転居の手続きと同時に在留カード等の住所情報の書き換えを行わなかった方は、住居地を定めた日から14日以内に書き換えを行うようにしてください。代理人が住所の書き換えを行う場合は委任状が必要になります。手続きは本庁および支所でできます。	◎委任状（代理人の場合） ○在留カード等	市民窓口課 第一庁舎2階 224-7949
	転居先のごみカレンダーを持っていない。		ごみの収集日・分別などが記載された地区別のカレンダーをお渡しします。		生活環境課 第二庁舎3階 224-7635
	犬を飼っている。		住所変更手続きが必要です。	◎犬の登録事項変更届 ○前住所地での登録が確認できるもの	市保健所 食品生活衛生課 262-1212
戸隠、鬼無里、信州新町、中条地区でケーブルテレビに加入していた。 または、加入したい。		4地区内の転居では、変更届が必要です。INC長野ケーブルテレビまでご連絡ください。他地区から4地区内への転居では、地域によっては、加入手続きが必要です。4地区外への転居では、不要であれば解約届が必要です。		INC長野ケーブルテレビ 233-1713	

◆国民健康保険、国民年金、介護保険、高齢者医療に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
国民健康保険	現在国民健康保険に加入している。		既に国民健康保険に加入されている方で、引き続き加入の方は、手続きの必要はありません。新住所あてに、新しい住所が記載された資格確認書または資格情報のお知らせを送付します。 限度額適用認定証をお持ちの方は申請が必要となりますので、お申し出ください。		国保・高齢者医療課 第一庁舎2階 224-5025
	世帯主が変更になった。		世帯主が変更になった場合は、変更前の世帯主と変更後の世帯主あてに、それぞれ保険料の納額通知書を送付します。（国民健康保険は世帯主が納付義務者となっているため） 限度額適用認定証をお持ちの方は申請が必要となりますので、お申し出ください。		
	社会保険等を離脱して国民健康保険に加入する。		新規資格取得のための手続きが必要です。	◎資格取得届 ○健康保険離脱証明書または資格喪失証明など ○本人確認書類○マイナンバーカード等（世帯主、該当者）○本人確認できるもの	国保・高齢者医療課 第一庁舎2階 224-5025
国民年金	現在国民年金に加入している。		お手続きは必要ありません。なお、納付書を紛失した場合は、日本年金機構長野南年金事務所へお申し出ください。		日本年金機構 長野南年金事務所 227-1284
	厚生年金などから国民年金に変更する。		資格取得のための手続きが必要です。 ※既に国民年金に加入されている方は、原則手続きの必要はありません。	◎国民年金被保険者関係届（申出書） ○年金手帳または基礎年金番号通知書○マイナンバーカード等 ○健康保険離脱証明書または資格喪失証明、離職票など ○口座振替納付の場合は口座名義人の通帳と銀行届出印	国民年金室 第一庁舎2階 224-5026
	年金を受給している。		手続きが必要な場合がありますので、お申し出ください。		国民年金室 第一庁舎2階 224-5026
介護保険	介護保険被保険者証を持っている。		介護保険被保険者証の住所変更の手続きが必要です。	○介護保険被保険者証	介護保険課 第二庁舎1階 224-7991
高齢者医療	後期高齢者医療制度に加入している。		手続きの必要はありません。後日通知及び資格確認書または資格情報のお知らせが郵送で届きます。		国保・高齢者医療課 高齢者医療担当 第一庁舎2階 224-8767

◆子ども・子育てに関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
医療・手当	福祉医療費受給者証を持っている。		福祉医療費受給者証の住所変更の手続きが必要です。	◎受給資格者等変更届 ○福祉医療費受給者証	福祉政策課 第二庁舎2階 224-7829
	児童手当を受給している。		受給者（父・母）又は対象のお子さんのみが転居し、別居になった場合は別居監護申立書の提出が必要です。	◎別居監護申立書	子育て家庭福祉課 第二庁舎2階 224-5031
	児童扶養手当を受けている		住所変更の手続きが必要です。 なお、同居人の有無によって支給停止・資格喪失の手続きが必要です。	◎住所変更届◎支給停止関係届◎資格喪失届	
学校	新入学の児童がいる		健康診断や保護者説明会等のご案内がありますので、入学予定の学校又は学校教育課へご連絡ください。		入学予定の学校 又は 学校教育課 第一庁舎4階 224-5063
	小・中学生がいる。		学校指定書（新入学の場合は入学通知書）をお渡ししますので学校へ提出してください。 指定学校の変更を希望される場合は学校教育課へご相談ください。	◎学校指定書（入学通知書）（交付）	転校先の学校 又は 学校教育課 第一庁舎4階 224-5063

◆保健・福祉に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
保健・福祉	福祉医療費受給者証を持っている。		福祉医療費受給者証の住所変更の手続きが必要です。	◎受給資格者等変更届 ○福祉医療費受給者証	福祉政策課 第二庁舎 2階 224-7829
	身体障害者手帳を持っている。		住所変更手続きが必要です。	◎身体障害者居住地変更届 ○身体障害者手帳 ○マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎 1階 224-5030
	療育手帳を持っている。		住所変更手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井分室、豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎療育手帳記載事項変更届 ○療育手帳 ○マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎 1階 224-5030
	精神保健福祉手帳を持っている。		住所変更手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井分室、保健所健康課、保健センター、信州新町、中条支所のみ)	◎障害者手帳記載事項変更届 ○精神保健福祉手帳 ○マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎 1階 224-5030
	自立支援医療(精神通院)受給者証を持っている。		住所変更手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井分室、保健所健康課、保健センター、信州新町・中条支所のみ)	◎自立支援医療受給者証等記載事項変更届 ○自立支援医療受給者証 ○マイナンバーカード等 ○健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル画面(氏名、生年月日、保険証情報)を印刷した書類のいずれか	障害福祉課 第二庁舎 1階 224-5030
	障害福祉サービスを受けている。		住所変更手続き等が必要です。 (障害福祉課、篠ノ井分室のみ)	◎申請内容変更届出書 ○受給者証	障害福祉課 第二庁舎 1階 224-8382
	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当を受給している。		住所変更手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎住所変更届	障害福祉課 第二庁舎 1階 224-5030
	特定医療費(指定難病)、ウィルス肝炎医療費の医療受給者証を持っている。		住所等の変更手続きが必要になります。詳しくは市保健所健康課へお問い合わせください。	担当課でご案内します	市保健所健康課 難病精神保健担当 226-9965
	養育医療券・自立支援医療(育成医療)受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている。		申請又は住所変更の手続きが必要です。	担当課でご案内します	市保健所健康課 母子保健担当 226-9963
家庭ごみ処理手数料減免用ごみ指定袋の交付を受けていて、施設入所・長期入院する。		家庭ごみとしておむつ等のごみの排出がなされなくなりますので、交付要件を満たさなくなります。担当課までご連絡ください。既に受領しているごみ指定袋等の未使用分については、担当課又は最寄りの支所にお返しくください。	○未使用分の家庭ごみ処理手数料減免用ごみ指定袋(減免用粗大ごみシール含む)	生活環境課 第二庁舎 3階 224-5035	



〒380-8512  
長野市大字鶴賀緑町1613番地  
電話(代表)026-226-4911

開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 ※土・日・祝日・年末年始(12/29から1/3)は休日

毎月第二日曜日に、市役所第一庁舎2階一部窓口を開庁しています。  
(一部取り扱いできない業務がありますので詳しくは、各担当課へお問い合わせください)

長野市公式  
ホームページ



長野市  
公式SNS

